

土地や建物、株の売買など

土地建物や、株の売買などに対する税金は、分離課税といって他の所得と区分して計算します。土地家屋を国などの公共事業に対して売った場合でも、申告をしなければ特別控除の対象とはなりません。

また、株の損益通算についても、申告をしなければ適用されませんので申告が必要です。

臨時駐車場での収入

臨時で宅地などを有料駐車場とした場合でも、その収入は不動産所得となります。

収入支出を取りまとめ、正しく申告しましょう。



◎時間：9時～16時
◎場所：若手日報社一関ビル
3階大ホール
(旧一関税務署向かい)

※開設期間中、一関税務署内には申告書作成会場は設置しません。

※駐車場の台数に限りがありますので、公共交通機関などのご利用をお願いします。

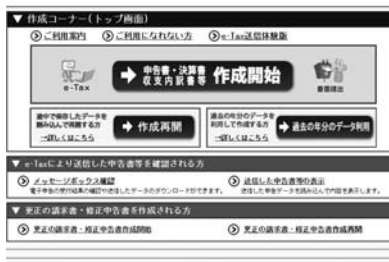
◎問い合わせ先

一関税務署 ☎23-4205
※確定申告についてのご質問などは「確定申告電話相談センター」(音声案内で0番を選択)でお答えします。

申告書の作成に 国税庁ホームページ を活用してください

ご自分で確定申告書を作成する場合は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

画面の案内に従って、金額などを入力すれば、控除額や税額などが自動で計算され、所得税、消費税の申告書などが作成できます。作成した申告書は、印刷して郵送などで提出できるほか、「e-TAX」を利用した電子送信も可能です。



確定申告書等作成コーナー画面

ご覧ください。

(http://www.nta.go.jp)をご覧ください。

詳しくは国税庁ホームページ

をご覧ください。

重要

申告にかかるとなる注意事項

1 対象行政区などの日に都合のつかない場合は、対象行政区以外の日に申告することも可能ですが、対象行政区などの人を優先的に受け付けることになり、まずのご了承ください。

2 申告は原則として、申告者本人が行わなければならないりません。やむを得ない事情により代理の人(ご家族)が申告される場合は、申告について説明できるよう、事前に内容を確認した上で申告してください。

3 申告を行う際は原則として、収入支出を科目ごとに整理した書類(帳簿など)と、これらを証明する書類

(領収書など)を持参しなければいけません。書類(帳簿など)を整理記載していない場合や、書類に不備がある場合には申告を受け付けることができません。なお、申告書類の整理記載(収支内訳の作成など)が済んでいる人の待ち時間を短縮するため、主に事業や不動産収入がある人は受け付けて収支内訳など(帳簿など)を提示していただき書類が作成済みの人のみを申告相談へお通しします。

4 平成26年1月分から個人で事業や農業、不動産所得がある全ての人に日々の取引に関する帳簿の記載が義務付けられています。

収入や各経費の記帳漏れがないか、1年間の合計額が正しく計算されているか帳簿の確認をお願いします。(1年間の合計額を必ず計算してください)

5 収支内訳の作成や申告についてご不明な点がありましたら、申告期間前に最寄りの税務署や税務課へご相談ください。

6 土地・建物の売却、株式に関する申告など複雑な内容の申告は2月中旬に税務署へ相談、申告されることをお勧めします。

東日本大震災に伴う雑損控除

大震災により住宅や家財などに損害を受けた人は、雑損控除の適用により所得税や個人住民税が軽減される場合があります。

雑損控除の手続きのためには次の書類などを用意する必要があります。必要の場合もありますので、申告前に最寄りの税務署へご相談ください。

▽手続きに必要な書類

- ①被害を受けた資産や取得時期、取得価額が分かるもの
- ②被害を受けた資産の取り壊し費用や除去費用、修理費用などが分かるもの
- ③被害を受けたことにより受け取る保険金などの金額が分かるもの
- ④市町村から交付された「り災証明書」

申告書作成会場を開設します

一関税務署では次の期間、確定申告書作成会場を開設します。

◎期間：2月16日(木)

～3月15日(水)

(土・日曜、祝日を除く)

「障害者控除認定書」で 障害者控除が受けられます

障害者控除

納税者本人またはその控除対象配偶者や扶養親族に、障がい者や寝たきり高齢者などがある場合には、障害者控除が受けられます。

【対象者】

①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている人

②6カ月以上寝たきり状態で、食事や排せつなどに支障がある状態の人

③身体障害者手帳などの交付を受けていないが、精神または身体に障がいのある65歳以上の人で、その障がいの程度が療育手帳や身体障害者手帳の交付される要件に準じる人

※②、③については介護保険認定者であること

【手続き】

①の人は申告の際に手帳などを持参してください。

②、③の人は保健センターに申請して、障害者控除認定書の交付を受ける必要があります。

おむつ代の 医療費控除

確定申告の際に、寝たきりの高齢者などが使用するおむつ代の医療費控除を受けるためには、原則として医師の発行するおむつ使用証明書が必要です。

ただし「介護保険の要介護認定を受けており、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人」は医師の証明書に代え、町が発行する確認書で控除が受けられる場合があります。

■問い合わせ先

保健センター
☎46-5571

